

新商品発掘創出支援事業補助金を実施します！！

瀬戸市に事業所を有する中小企業者※が、持続可能な事業を展開するために新商品の発掘・創出に係る試作品の経費の一部を補助します。

※（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。）

補助対象者

- （1）瀬戸市内に事業所を有する中小企業者（倉庫及び従業員のいない事業所を除く）であること。
- （2）廃業・解散の予定がないこと。
- （3）納期の到来した瀬戸市税について滞納がないこと。
- （4）新商品を創出して、瀬戸市内で製造又は販売すること。

※新商品とは、瀬戸市内にある自社において、製造（デザインを含む）又は加工を施した商品で且つ瀬戸市の特性を活かした商品と言います。

- （5）「せともん“ど”セレクション2025」に出品申請する意思があること。
- （6）その他、瀬戸商工会議所が定める要件を満たすこと。

※既存商品（梱包資材・パッケージ等）の改良を含み一般消費者に販売するもの。ただし、ソフトウェアなどの無形商材を除く。

※飲食店の場合は、テイクアウト商品のみが対象となります。

補助対象経費

①消耗品費、②原材料費、③機械器具購入費、④委託費（※すべての経費について消費税分は対象外です。）

※詳細につきましては、「新商品発掘創出支援事業補助金実施要領」（別表第1）をご覧ください。

補助金額

新商品発掘創出支援事業補助金における創出に係る補助対象経費のうち委託費については2分の1以内、それ以外の経費については3分の2以内とし、上限は50,000円とする（1,000円未満は切り捨て）。

例：原材料費30,000円、委託費40,000円の場合

① 原材料費：30,000円×2/3=20,000円

② 委託費：40,000円×1/2=20,000円

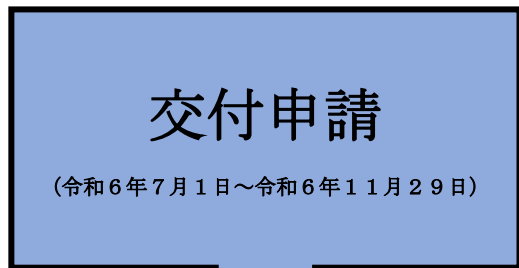
①+②：20,000円+20,000円=40,000円（補助金額）

その他

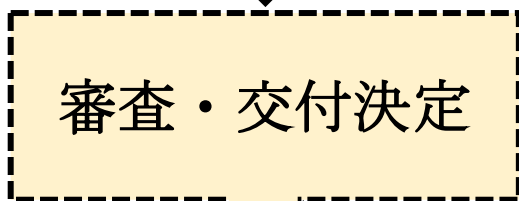
- （1）申請は、1事業者につき1回限りとします。
- （2）予算に達し次第、募集を締め切ります。

※その他詳しい内容につきましては、「新商品発掘創出支援事業補助金実施要領」をご覧ください。

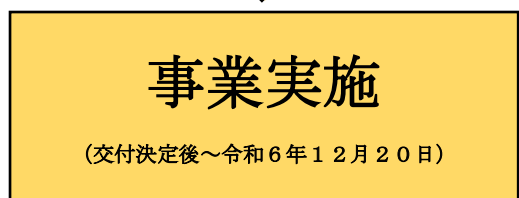
申請の流れ



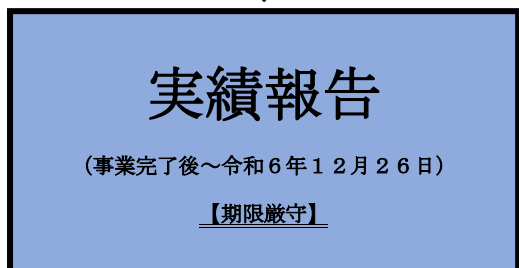
- ・【様式第1号】交付申請書
- ・【様式第2号】宣誓書
- ・見積書等の補助対象経費の金額の根拠となる書類（写し）
- ・（非会員の場合）法人：定款または履歴事項全部証明書等（写し）
個人：直近の確定申告書（写し）



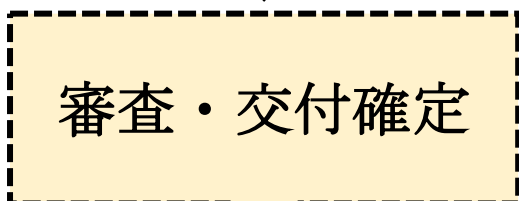
※交付決定通知は、申請書等の提出後2週間程度でご案内します。



※交付決定通知書の受け取り後から事業の開始となります。



- ・【様式第4号】事業実績報告書
- ・補助対象経費の支払いおよび明細が確認できる書類（写し）
- ・新商品の写真等
- ・「せともん“ど”セレクション2025」出品申込書
- ・その他商工会議所が必要とする書類
- ・【様式第6号】補助金請求書



※交付確定通知は、実績報告書等の提出後2週間程度でご案内します。



※請求書の提出後、2週間程度で指定口座へ交付します。

申請書類等

下記の書類に必要な事項を記入し、ご提出ください。

★申請時に必要な書類 **(令和6年11月29日(金)まで【必着】)**

(申請時に必要な書類は、必ず商工会議所の窓口にご持参ください。)

- ・【様式第1号】交付申請書【http://www.setocci.or.jp/syuhin/youshiki1_shinsei.pdf】
- ・【様式第2号】宣誓書【http://www.setocci.or.jp/syuhin/youshiki2_sensei.pdf】
- ・見積書等の補助対象経費の金額の根拠となる書類（写し）
- ・（非会員の場合）法人：定款または履歴事項全部証明書等（写し）
個人：直近の確定申告書（写し）

★実績報告時に必要な書類 **(令和6年12月26日(木)まで【必着】)**

(実績報告時に必要な書類は、商工会議所の窓口を持参いただくか郵送でご提出ください。)

- ・【様式第4号】事業実施報告書【http://www.setocci.or.jp/syuhin/youshiki4_houkoku.pdf】
- ・補助対象経費の支払いおよび明細が確認できる書類（写し）
- ・新商品の写真等
- ・「せともん“ど”セレクション2025」申込書【http://www.setocci.or.jp/syuhin/setomondo_s.pdf】

★補助金請求時に必要な書類

(補助金請求時に必要な書類は、商工会議所の窓口を持参いただくか郵送でご提出ください。)

- ・【様式第6号】補助金請求書【http://www.setocci.or.jp/syuhin/youshiki6_seikyu.pdf】

★その他

- ・新商品発掘創出支援事業補助金要領【<http://www.setocci.or.jp/syuhin/youryou.pdf>】
- ・新商品発掘創出支援事業補助金Q & A【http://www.setocci.or.jp/syuhin/q_a.pdf】
- ・記入例【<http://www.setocci.or.jp/syuhin/kinyurei.pdf>】

※Word ファイルご利用希望の方は、当所までご連絡をお願いいたします。

問い合わせ先

〒489-8511 瀬戸市見付町38-2

瀬戸商工会議所

TEL : 0561-82-3123

E-mail : setocci@setocci.or.jp